発行:福島原発さいたま訴訟を支援する会(略称:福彩支援)

ウェブサイト http://fukusaishien.com/ 電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援

北浦恵美 tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582



10/31第23回期日

原告側、国主張に反論し 8名の個別損害準備書面を提出

回期日で、

▼次回期日(第23回)も、ぜひ傍聴にお越し下さい!

(水) 14:00開廷

★ 傍聴希望の方は13:20までにさいたま地裁B棟前にお越し下さい。

第23回期日(2018/10/31)報告 福彩支援事務局

2018年10月31(日)の第23回口頭弁論には、29名 の方が傍聴にお越し下さいました。ほんとうにありが とうございます。

第23回期日では、「敷地南側への防潮堤設置で対策 としては必要十分だった」とする国側の主張への反論 (第52、53準備書面)と、原告の方々の損害を立証する ために**8名の方の原告陳述書を提出**し、うち二名の原 告に関する陳述を、原告側弁護士が行いました。

Aさんの母は、福島で元気に一人暮らしをしていま した。趣味の書道や水墨画を楽しむ穏やかな暮らしで

した。突然の事故、避難で憔悴しきった母は、認知症 を発症しましたが、もう自宅に帰れないことを理解し、 不安を口にしていました。母のメモには「終戦をけいけ んした私たち悪夢が今更思い出され、政府はもちろん ぜったい東電は許せない」と記され、別のメモ帳には 童謡「ふるさと」の歌詞が何度も書かれていました。

平成25年6月、母は自ら命を絶ちました。事故は、 母から残りの穏やかな人生のすべてを、Aさんからは、 最愛の母と故郷を奪いました。

Bさんは、夫婦と幼い娘4人で暮らし、両親、兄弟 家族と共に穏やかに暮らしていました。子育てをする にはとてもよい環境でした。事故後、避難指示は出ま せんでしたが、放射線量が高く、娘たちを外に出せな い、健康を脅かされる恐怖心を抱え、母子避難を余儀



なくされました。幼い娘たちを父親から引き離し、さびしくつらい思いをさせ、夫も孤独な生活で、健康状態も悪化していました。こんな生活が限界にきて、福島に戻り、家族一緒に暮らすことを選択しました。しかし、元通り、というものではありません。将来の健康不安、こどもたちの転校、地域との関係、心の整理をするのに時間がかかります。心の傷は一生残ります。事故による分断、喪失がどれだけ大きなものであるか、国や東電にしっかりと向き合ってほしいです。

今後も、原告の皆さんの陳述書の提出が続きます。 原告側が申し入れている「現地検証」については、被告 の国と東電が反対しており、裁判所側の動きはまだあ りませんが、未曾有の被害の立証に弁護団・原告の皆 さんが、たゆむことなく取り組んでいます。

報告集会には、大阪、神奈川から原告の方が駆けつけてくださり、報告をしてくださいました。「奪われたものは当人でないとわからない。その思いを裁判官に知ってもらいたい」という痛切な訴えが、胸に響きました。この裁判へ多くの皆様の関心とご支援をいただけますよう、今後とも皆様のご協力をお願いいたします。ぜひ、足をお運びください。

【次回以降の期日のお知らせ】

第24回期日→1月30日(水)午後2時開廷

第25回期日 → (やや日をおいて、4月となります)

2019年4月24日(水)午後2時開廷

「公正な判決を求める署名」も引き続き集めています!

▶2018年12月31日時点で、7,216筆

原告側弁護団は、署名が一万筆を超えれば、現地検証等を求める上で裁判所に影響を与えられると見ています。さらなるご協力をぜひお願いします。署名はこちらから。→http://fukusaishien.com/archives/549/

2019年の春は、2月20日(水)に神奈川訴訟、3月14日(木)に千葉訴訟(第2陣)の判決が下ります(本紙8ページを参照)。東電刑事訴訟も3月で結審となり、各地の避難者訴訟にとって重要な局面となりそうです。

代理人意見陳述

2018年10月31日 福彩訴訟第23回期日

平成26年(ワ)第501号等 損害賠償請求事件

原 告 29世帯 96名

被 告 国、東京電力ホールディングス株式会社

代理人意見陳述

平成30年10月31日 さいたま地方裁判所第2民事部 御中 原告ら訴訟代理人弁護士 吉 廣 慶 子

外

第1 第52、53準備書面について

現在、全国各地の裁判所で、本件事故による被告らの責任を問う集団訴訟が係属中ですが、近年、前橋地裁、福島地裁、京都地裁、東京地裁などで、被告東電はもとより、被告国の責任を認める判断が相次いでいます。

これらの判決は、いずれも2002年「長期評価」の信頼性を認め、国(経済産業大臣)が電気事業法に基づき、東電に対して、「長期評価」に基づく津波対策をとるよう規制権限を発動しなかった不行使を、国賠法上違法と認定しています。

こうした判断につき被告国は不当だとして争っています。本訴訟においても、「長期評価」の信頼性、つまり長期評価が客観的合理的根拠を有する科学的知見であることを認めず、長期評価に基づき将来発生しうる地震・津波を予測して津波対策を講じなかったとしても国賠法上の違法はない、と主張しています。

今回、原告らが提出した第52、53準備書面は、被告国のこうした主張が失当であることを明らかにするものです。

以下、その要点を述べます。

1 第52準備書面

~2002年「長期評価」の高度の信頼性について

(1) 責任論における最大の争点~2002年「長期評価」の信頼性

本訴訟の責任論における最大の争点は、予見可能 性、特に日本海溝寄りのどこでも津波地震 (=地震の揺 れは小さくとも巨大な津波を生じうる低周波地震)が発生し うるとした、2002年に策定された長期評価(地震調査 研究推進本部(以下「地震本部」))の信頼性にあります。

(2)「長期評価」は国の機関たる地震本部の公的見解である。

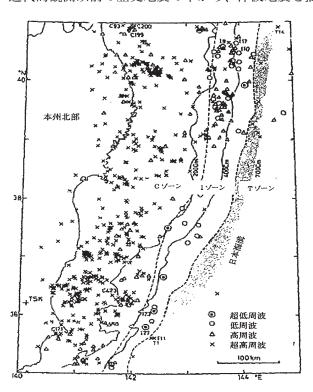
地震本部は、過去の地震を評価し、将来の地震を長期的に予測することを任務とする政府の公的な機関です。「長期評価」は、「行政的にも地震防災に生かされていくこと」が当然に予定された政府の見解であり、個々の専門家の意見とは異なる、公的な性格と重要性を持つものです。

(3)「長期評価」が地震・津波についての知見の進展を踏まえ、第一線の研究者が議論を尽くして作成されたものである。

ア 被告国は、長期評価における津波地震の評価は、 理学的に未成熟であった、などと主張します。

しかし、この主張は、「長期評価」とその土台となる 地震学・津波学上の、

- ・津波地震が低周波地震の巨大なものであるとの知見 (1970年代)
- ・低周波地震が陸寄りにはほとんど見られず、日本海 溝寄りの南北に広がっているとの知見(次頁図)。
- ・津波地震は世界中どこでも海溝寄りプレート境界に おいて発生しているとの知見(1990年代)
- ・近代的観測以前の歴史地震の中から、津波地震を抽



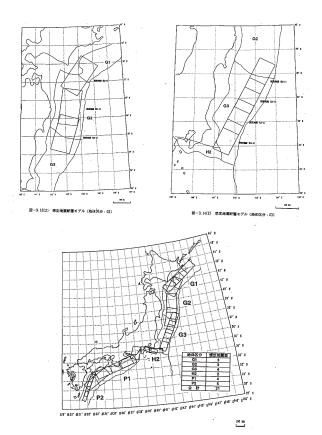
▲ 甲 A121-2、1980年、深尾・神定「日本海溝の内壁直下の低周波地震ゾーン」

出する研究の進展(特に1990年代)

・コンピュータや計算技術の発達による、津波の数値 計算の発達

といった長期評価制定までの知見の進展を見ようとしない点で根本的に誤っています。

1997年の「7省庁手引き」は、既往最大の地震のみならず、将来想定しうる最大規模の地震により起こる津波も想定した津波対策を求め、また「4省庁報告書」は、震源モデルを南北に広く移動させて想定するよう求めています(丙ロ7の1、160頁、162頁、167頁。下図)。このように、同じ地震地帯構造上で過去に発生した地震・津波は、現在それと同規模の地震・津波の発生が確認されていない地域(福島沖を含)でも将来発生しうる、という地震地帯構造論に基づいた防災対策は、2002年「長期評価」策定以前から、すでに行われていたものなのです。



▲ 4省庁報告書(丙口7-1)、160頁、162頁、167頁図

イ 3名の専門家証人により「長期評価」の高度の信頼 性が示されたこと

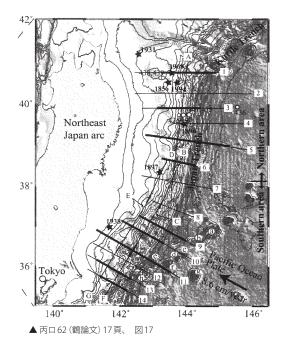
「長期評価」は、こうした地震学・津波学の進展を踏ま え、第一線の研究者らによる充実した議論を経て発表 されたもので、高度の信頼性を有しています。 「長期評価」は、日本海溝寄りの南北で過去約400年間に3つの津波地震が発生したと評価し、先に述べた地震学上の知見の進展を踏まえ、①プレート境界の日本海溝寄りを陸寄りと区別し、南北に連なる一つの領域として区分した上で、②将来日本海溝寄りの領域の福島沖を含めどこでも同様の津波地震が発生しうる、という結論を導きました。

「長期評価」を作成した海溝型分科会の主査・島崎氏、委員の佐竹氏、都司氏の3名の専門家に対する証人尋問が、福島・千葉各地裁で行われ、この結果「長期評価」の見解の妥当性が明らかになった経過は、準備書面で主張したとおりです。

この点、被告国は、「長期評価」の示した見解のうち、 日本海溝寄りで過去に「3つの津波地震」が発生したと いう点や、日本海溝寄りを一体とした領域区分につい て、学者の意見書をもとに批判を試みています。

しかし、これらの意見書は、「長期評価」の作成あるいは改訂作業に自ら関わり、その時点では長期評価の結論に異論を述べなかった学者の見解であったり、「長期評価」作成当時すでに古いと考えられていた、既往最大地震の想定のみで足りるという考えに旧態依然と拘泥する見解などであり、およそ「長期評価」の信頼性を揺るがすようなものではありません。

また、反対尋問を経ない意見書が、島崎氏・佐竹氏・都司氏の法廷での証言に比べ、証拠価値がはるかに劣ることは言うまでもありません。



ウ 南北の地形・地質の違いを強調する被告国の主張 について

これら意見書への詳細な批判は準備書面に譲り、被告らが度々引用し、前回の法廷での意見陳述でも図解入りで引用していた、鶴氏らの論文(丙ロ62の1、2)について一言述べます。



▲ 甲A125 今村・佐竹・都司 千葉県・茨城県の共同調査論文 図2

同論文は、福島沖から伸びる線「11」沿いの領域は、 宮城沖と異なり、海底地形に凹凸が少なく、堆積物が プレート深部まで沈み込んでおり、こうした地形差が 「プレート境界地震発生の地域差を説明できる可能性 がある」(丙ロ62、18頁)と述べ、被告国はこれを強調 します(左図。前回期日におけるプレゼン資料15頁参照)。

しかし、鶴氏の論文は、佐竹氏、今村氏、都司氏らの論文ですでに事実上否定されています。すなわち、佐竹氏らの明らかにした延宝房総沖地震の波源域(上図)は、上記の鶴説によれば津波地震が起こりにくいとされた線「11」沿いの領域と重なり、鶴氏らの仮説では、この日本海溝沿いの巨大な津波地震、延宝房総沖地震の発生が説明できないのです。こうした弱点のある鶴論文で「長期評価」の信頼性を否定しようとする被告国の主張は的外れです。

(4) 小括

その他、長期評価の信頼性を否定しようとする被告国の主張はいずれも合理的根拠がなく、「長期評価」が、国の規制権限の行使を義務付ける程度に客観的・合理的根拠を有する科学的知見であることは明らかです。

2 結果回避可能性について(第53準備書面)

(1) 原告らが主張する結果回避措置

上記の通り原告らは、2002年には「長期評価」により敷地高を超える津波の到来を想定しえた、実際

2008年、東電は長期評価に基づき敷地を超える津波を推定していたと主張・立証しています(甲A77)。 そのうえで原告らは、被告らが、原発の重要設備の水 密化等の結果回避措置を速やかに講じていれば、本件 事故を回避できたと主張しています。

(2)被告らの主張~防潮堤唯一論

この点、被告国は、本件事故前には、「敷地の高さその他の方法で原発の重要機器の浸水を防ぐという考え方」が採用されていた、その結果、敷地高さを超える津波が想定される場合、浸水箇所への防潮堤設置は求められるが、それでドライサイトは維持されるから、それ以外の津波対策は求められなかったと主張します(ドライサイトコンセプト)。

この考え方を前提とすれば、2008年推計では、敷地南側からの津波の遡上が予測されていた以上、敷地南側への防潮堤設置という対策しか導かれないところ、本件では敷地南側のほか東側からも津波が遡上したから、南側への防潮堤設置では本件事故を防げなかった、よって本件では結果回避可能性がないと、被告国は主張するのです。

(3) 原告らの反論

しかし、これは被告国に都合の良い言い訳にすぎません。そもそも「ドライサイト」とは、想定される津波よりも高い位置に原発が立地されることを意味するものです。かかる観点から原発を設置しても、その後の地震学・津波学における知見の進展により、敷地高を超える津波の到来が予見されるに至ることはありえます。そのため世界各国の原発規制基準では、ドライサイト以外の多重防護を要求しています。日本が原発政策の範としてきたアメリカでも、津波などの外部溢水対策として、①ドライサイト (Dry Site)、②防潮堤などの外部障壁 (Exterior Barrier)、③建屋の水密化などの内部障壁 (Incorporated Barrier)を要件としており、ドイツも同様です。

国は、敷地南側への防潮堤設置で対策としては必要 十分だったなどと主張していますが、実際に敷地高を 超える津波が来ると予見されても、防潮堤さえ作れば 重要設備は水に無防備な状態でも大丈夫などという考 え方は、万が一にも原発事故を起こさないという最高 裁の考え方にも、世界の原発規制の基本的考え方にも 沿わない、独自の主張と言わざるを得ません。

第2 世帯番号3の原告の損害について

1 原告3-1(以下「私」という。)は、双葉町で生まれ育ちました。本件事故当時は、故郷を離れて暮らしていましたが、実家には母が暮らしており、私も年に数回は帰省していました。

双葉町は、野山に囲まれ、海も近く、自然豊かな場所でした。地域の人たちとの絆も深く、家族のような繋がりがあり、皆が助け合って暮らしていました。

2 母は高齢でしたが、元気に一人暮らしをしており、 書道や水墨画を楽しんだり、亡くなった父が大切にし ていた庭の枯山水の手入れをしたりして、静かに暮ら していました。

本件事故が発生した後、私が母と会うことができたのは、3月16日でした。近隣に住んでいた方が、母と一緒に避難をしてくれており、母を私の家まで連れてきてくれたのです。避難途中、母は冷たいコンクリートの上に段ボールや毛布を引いて寝泊りをしていたそうです。事故前は元気だった母は、私の家に来たときは憔悴しきった様子でした。

過酷な避難生活のためか、私の家に来た母には、事故前にはなかった認知症のような症状が出るようになりました。私が母の介護をすることが困難となり、母は平成23年の6月から、福島県にあるグループホームに入居することになりました。その後、母は認知症の診断を受け、私が成年後見人となっていました。

- 3 平成25年6月24日、母は、自ら命を絶ちました。母は認知症を発症してからも、原発事故が起こって、自宅に帰ることができないということを理解し、よく不安を口にしていました。母が使っていたメモ帳には、「……大東亜戦争を終戦をけいけんした私達悪夢が今更思い出され→政府はもちろんぜつ対東電は許せない。日本の国が信じ切って」と、政府と東電に対する怒りが記されていました。また、別のメモ帳には童謡「ふるさと」の歌詞が何度も書かれていました。母が、故郷に思いを馳せながらも、帰還できないことに計り知れない喪失感や絶望感、怒りを抱き、遠く離れた土地で自死するという選択をしたのだと思うと、本当に不憫で言葉も出ません。
- 4 本件事故は、母からは残りの人生の全てを、私からは最愛の母と故郷を、奪いました。国と東京電力は、自分たちが引き起こした事故の重大さを自覚し、被害を受けた人々の身を切られるような痛みを知り、正当な賠償を行ってほしいと思います。

第3 世帯番号11の原告の損害について

1 原告11-2(以下、「私」という。)は、小学生の頃より福島市で育ち、夫は須賀川市で生まれ育ちました。成人し、結婚、出産し、原発事故まで夫婦とも大半を福島市で過ごしました。原発事故当時、夫婦と5歳と2歳の娘の4人で福島市渡利で生活していました。私も夫も、頻繁に行き来できる距離に両親、兄弟家族がおり、また活発な地域の母親同士の交流もあり、子育てをするにはとても良い環境でした。

2 原発事故後、私たちが住む福島市渡利は政府の避難指示は出ませんでしたが、高い放射線量を記録し続けました。一時は関東圏へ避難しましたが、原発事故の年の5~7月の2カ月間は自宅で過ごしました。しかし、高い放射線量を示す中で、娘たちを外に出せない、お友達と外で自由に遊ばせられない、放射線によって健康を脅かされる恐怖心を抱える、そうした生活を続けることはできず、埼玉への避難を決意しました。しかし、生計を維持するためにも、夫は仕事を辞めることはできず、私と娘たちだけの母子避難を余儀なくされました。

3 幼い娘たちを父親から引き離すこと、夫を一人福島に残して避難したことには、本当にこれで良かったのかと何度も自問自答し、悩み続けていました。特にパパっ子だった長女は、毎日にように夫に電話し、夫が月に1回福島から埼玉の避難先まで来ることを心待ちにし、夫が福島に帰るときは泣きながら夫の車を追いかけ、常に「パパ」を求めていました。また、私自身、仕事をしながら一人で娘二人を育てることは本当に大変でした。特に二女はまだ幼かったですし、病弱で手もかかったため、余裕がなく、長女に厳しくしてしまうことも増えました。長女には寂しく辛い思いをさせてしまったことへの罪悪感が募りました。

また、夫は家族と一緒に過ごせないこと、特に成長 の真っただ中の娘たちと一緒に過ごせないことに孤独 を募らせていました。疲労も溜まり健康状態も悪化し ていました。

4 このような生活が5年続けましたが、限界にきて、 郡山市で家族一緒に暮らすことを選択しました。しか し、それで万事元通り、というものではありません。 子どもの将来の健康被害も不安を抱えることになりま す。夫は以前は20分だった通勤が1時間半となり負 担は大きくなりました。何よりも子どもを再度転校さ せなければならなくなりました。特に長女は埼玉の小 学校で作った沢山の友達や学校、地域との関係を全て 断ち切られ、心の整理をするのに1年半かかりました し、この心の傷は一生残るのです。

5 国や東電には、原発事故による避難によって分断され失われた家族や元の生活環境、帰還によって断ち切られた避難先での地域や友人との関係、これらの喪失がどれだけ大きなものであるか、しっかり向き合ってほしいです。

以上

今村文彦証人(東北大教授)の証言について

松浦麻理沙(福島原発さいたま訴訟・原告側弁護士)

1 福島第一原発事故をめぐって、業務上過失致死傷 罪で強制起訴された東京電力の元会長らに対する刑事 裁判が行われていることは、皆様ご存知のことと思い ます。この刑事裁判では、東京電力の幹部であった被 告らが、原発事故を予見することができたのか、それ を回避することができたのかが大きな争点となってお り、私たちが行っている福彩訴訟と共通する争点が多 くあります。

この刑事裁判でおこなわれた証人尋問の証人の中に、今村文彦氏という方がいます。今村氏は、東北大学の教授であり、津波の発生から伝搬、遡上、被害の軽減に関する技術的な研究をしている津波工学の第一人者です。政府の地震調査研究推進本部、中央防災会議にも委員として関わり、土木学会の委員として津波評価技術の作成にも関わっていました。今村氏は刑事裁判で証人として証言した後、東京高裁に係属している群馬の原発事故損害賠償請求訴訟の控訴審(群馬控訴審)でも証言しました。今回は、この今村氏の証言について、ご紹介したいと思います。

2 平成30年6月12日に行われた刑事裁判の第15回 公判で、今村氏の証人尋問が行われました。

今村証人は、津波発生の予見可能性や、事故を防ぐためになし得た対策について証言しましたが、その中で、とても印象的な場面がありました(私はその場にいたわけではありませんので、調書を読んでの感想です)。それは、検察官役の指定弁護士が、今村氏に対して、ドライサイト(発電所の中に水を入れないこと)を維持するためにベストな防潮堤の設置位置はどこか、と尋ねた

ところ、今村氏は1号機から4号機の海に面した東側全面に防潮堤を設置することが、最低必要なことであると回答しました。答えを明確にするために、福島第一原発の見取り図に、「ベストな防潮堤の設置位置」を赤ペンで記入するように求めたところ、1号機から4号機の建屋前(東側)の全面に線を引いたのです。

これは、私たち損害賠償請求訴訟の代理人にとって も、とても重要な証言でした。というのは、損害賠償 請求訴訟では、国や東京電力は、次のように主張して、 自らの責任を否定しているからです。すなわち、平成 14年に発表された長期評価を考慮して、福島第一原 発にどのような津波が襲来するかをシミュレーション したところ、敷地の南側から津波が浸入する結果と なった。このシミュレーションに基づいて防潮堤を設 置する場合、敷地の南側に設置することになる。しか し、本件事故の原因となった津波は、福島第一原発の 建屋の前(東側)から浸入しているから、たとえ長期評 価を踏まえた対策を講じていても、津波の浸入を防ぐ ことはできなかった。というものです。

今村氏の証言は、1号機から4号機の建屋前(東側)がベストな防潮堤の設置位置だったというものでしたから、これまで損害賠償請求訴訟における被告らの「防潮堤を設置するとしても南側が有効だと考えられていたから、東側から津波が襲来した本件事故は防げなかった」という主張と矛盾し、逆に私たち原告側が主張してきたことと一致する証言だったのです。

3 さらに、今村氏は、平成30年12月13日、群馬控 訴審の期日に証人として出廷し、津波の予見可能性に ついても重要な証言をしました。それは、被告らが、 本件事故前の地震・津波の想定として当時の最先端の 知見であったと主張する土木学会作成の「津波評価技 術」についてです。

被告らは、東日本大震災によって引き起こされた津波は、津波評価技術によって想定された津波の予測を大きく上回るものであったから、事前に予見することは不可能であったと主張しています。この主張は、津波評価技術が、過去と将来の地震と津波について専門家による十分な議論検討がなされたことを前提とするものです。

しかし、今村氏は、津波評価技術の策定に関わる会議では、過去に発生した地震については検討をしたが、過去に発生していない箇所で将来地震・津波が発

生するかどうかについては詳細な検討はしていないと証言しました。この証言にあわてた被告側の代理人が、今村氏に何度も質問しましたが、今村氏はこの証言を変えることはなかったそうです(こちらも私はその場にいませんでしたので、報告にもとづく記述であることをご了承ください)。福彩訴訟においても、私たちは「津波評価技術は将来どこで地震が発生するかを研究したものではなく、地震によって発生した津波がどのように伝搬するかを研究したものである」ということ、したがって、「将来どこで地震が起きるかという点については、平成14年の長期評価がもっとも客観性・合理性を有する知見であった」と繰り返し主張してきました。

群馬控訴審での今村氏の証言は、これまで私たちが 主張してきたことを裏付ける、非常に重要な証言だっ たということができます。

4 今後、福彩訴訟でも、今村氏のこれらの証言を証拠として提出する予定です。その際には、報告集会等でご説明できると思います。

今後も、福彩訴訟をご支援くださいますよう、お願い いたします。

東電刑事訴訟で、旧経営陣3人に禁錮5年求刑

福島第一原発の事故をめぐり強制起訴された東京電力旧経営陣3人の裁判で、2018年12月26日の第35回公判で、検察官役の指定弁護士は、3人にいずれも法定刑の上限となる禁錮5年を求刑しました。指定弁護士は「旧経営陣3人の発言は、事故の責任を否定し、他者に責任を転嫁するものばかりだった」と厳しく指摘。遺族の弁護士も「責任が明らかにされなければ無念を晴らせない」と厳しい処罰を求めました。

一方、2016年度末までに2兆6千億円もの国費を投じた(しかも効果が疑われる)「除染作業」で、汚染された土壌が行き場を失い、8000ベクレル/kg以下の汚染土を公共工事に再利用しようという恐ろしい政策が進んでいます。詳しくは毎日新聞記者・日野行介さんの『除染と国家 21世紀最悪の公共事業』(集英社新書)をお読みください。環境省除染・中間貯蔵企画調整チームの小野洋チーム長(当時)は「自分のところに(汚染土が)来たときに、日本のためお国のために我慢しろと言えないといけない」と発言しています。

第12回原告交流会 (10/31) に寄せられ た原告の皆さまのお便りから

- ●お世話になっております。現在、担当の弁護士さんと陳述書を作成して頂いています。改めて内容を読んで七年前の事が昨日の事のようにつらく悲しかった。どうしようもない感情が戻ってきます。ご支援いただいている皆様に感謝致します。宜しくお願いします。「慰謝料」に関するお話しをありがとうございました。精神的損害に対しての正当な賠償が出る事を期待しております。(A.H様)
- ●お世話になっております。福彩支援ニュース22号を読ませていただきました。今年最後ということで参加したいと思っておりましたが、健康に不安があるため、欠席とさせていただきます。(S.K様、S.F様)
- ●毎回参加できず申し訳ありません。皆様が元気でおられるか気になっていますが、中々自分の事でいっぱいいっぱいで、動くことができずすいません。皆さんの笑顔の時間が一秒でも増える事を願っています。い

つもありがとうございます。(K.K様)

●毎回ありがとうございます。また時間のある時にお 邪魔させてください。(M.S様)

各地の原発避難訴訟に関連する情報

- ★2019年上旬には、二つの原発避難訴訟の判決が下ります。
- ▶福島原発かながわ訴訟【判決言い渡し】

2019年2月20日(水)午前10時開廷 横浜地裁101号法廷

▶ 千葉訴訟 (第2陣) 【判決言い渡し】

2019年3月14日(木)14時開廷 千葉地裁201号法廷

「原発事故被害者の早期救済と裁判勝利をめざす決起集会」

2019 年**1月19日**(土)13時~ 日比谷コンベンションホール (日比谷公園内 日比谷図書文化館B1F)

*東京訴訟(第2陣) 2月6日(水)10時30分(東京地裁)

* 千葉訴訟 (第3回) 2月15日 (金) 14時 (控訴審: 東京高裁)

*群馬訴訟(第5回) 3月7日(木)13時30分(控訴審:東京高裁)

*東電刑事訴訟 → 最終弁論

3月12日(火)、13日(水)10時 東京地裁104号

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人(50音順、2017/6/30現在)

梓澤 和幸 弁護士、NPJ 代表 安藤 聡彦 埼玉大学教授

石川 逸子 詩人、作家

池田こみち 環境行政改革フォーラム副代表

礒野 弥牛 東京経済大学現代法学部教授

井戸川克隆 前双葉町長

宇都宮健児 元日本弁護士連合会会長

菊一 敦子 環境・消費者運動

久野 勝治 星陵大学教授・東京農工大学名誉教授

小島

描島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人

小林 実 十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授

後藤 正志 元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長

篠永 宣孝 大東文化大学教授

菅井 益郎 国学院大学教授

須永 和博 獨協大学外国語学部

高橋千劔破 作家・文芸評論家、日本ペンクラブ常務理事

田中 司 立教小学校元校長

暉峻 淑子 埼玉大学名誉教授

松本 昌次 編集者・影書房

三浦 衛 図書出版・春風社代表

水島 宏明 ジャーナリスト、法政大学教授

山田 昭次 立教大学名誉教授(日本近代史)

渡邉 泉 東京農工大学准教授

▽ 支援する会の年会費は一口1,000円です(口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email orお電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、<u>で住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にで連絡いただいた上</u>で、以下宛にお振込ください。 ☞銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:○一九店(ゼロイチキュウテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会(略称:福彩支援)▶ ウェブサイト:http://fukusaishien.com/

* 吉廣慶子(みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MT ビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592 * 北浦恵美 Email: apply@fukusaishien.com tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582